

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年11月11日京都市条例第9号）（行財政局人事部人事課）

京都市京都高速道路検証専門委員会を廃止するとともに、市長の附属機関として京都市八条市営住宅団地再生事業検討委員会を新たに設置し、その担任する事務並びに委員の定数及び任期を定める必要があるため、次のとおり改正することとしました。

別表1京都市京都高速道路検証専門委員会の項を削り、同表1京都市京町家保全・活用委員会の項の次に京都市八条市営住宅団地再生事業検討委員会の項を追加し、その担任する事務並びに委員の定数及び任期を次のとおり定めました。

名 称	担 任 す る 事 務	委員の定数	委員の任期
京都市八条市 営住宅団地再 生事業検討委 員会	八条市営住宅に係る団地の再生を図るための事業に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	5 人 以 内	2 年

この条例は、平成28年11月11日から施行することとしました。

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年11月11日

京都市長 門川大作

京都市条例第9号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表1京都市京都高速道路検証専門委員会の項を削り、同表1京都市京町家保全・活用委員会の項を次のように改める。

京都市京町家 保全・活用委 員会	京町家の保全及び活用に関する事項 について、市長の諮問に応じ、調査し、 及び審議すること。	12人以内	2	年
京都市八条市 営住宅団地再 生事業検討委 員会	八条市営住宅に係る団地の再生を 図るための事業に関する事項につい て、市長の諮問に応じ、審議するこ と。	5人以内	2	年

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)